

ショートステイ松の浦湯治の郷
(併設型・空床型)

重要事項説明書

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 琵琶湖愛輪会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市大物 665 番地 7
- (3) 連絡先 電話番号 077-592-2641
- (4) 代表者 理事長 西地 孝介

2. 施設概要

- (1) 施設の種類 指定（介護予防）短期入所生活介護
- (2) 施設の名称 ショートステイ松の浦湯治の郷
- (3) 施設の目的 指定（介護予防）短期入所生活介護は介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することを施設の目的とします。
- (4) 運営の方針 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の支援等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを運営の方針とします。
- (5) 施設の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階
- (6) 延床面積 4,627.97 m²
- (7) 併設事業 指定介護老人福祉施設
- (8) 所在地 滋賀県大津市大物 668 番地
- (9) 連絡先 電話番号：077-592-2641
F A X：077-592-2651
- (10) 管理者 西地 真美子
- (11) 開設年月日 平成 26 年 8 月 1 日
- (12) 定員 2 ユニット各 10 名の定員 計 20 名
(空床利用の場合は併設の介護老人福祉施設の居室)
- (13) 事業の実施地域 大津市及び高島市全域

3. 利用対象者

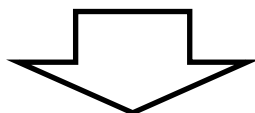
- (1) 当施設を利用できるのは、以下の通りとなります。
 - ①短期入所生活介護 要介護 1～5 の認定の方
 - ②介護予防短期入所生活介護 要支援 1 及び要支援 2 の認定の方
- (2) 利用開始時に要介護等認定を受けられる方であっても、利用後に要介護等認定でなくなった場合（非該当）には、ご利用いただけなくなります。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

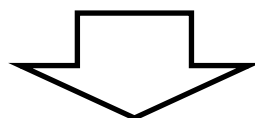
利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用者を担当する介護支援専門員もしくは地域包括支援センター（以下「ケアマネージャー」という。）が作成する居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）がある場合とない場合で（介護予防）短期入所生活介護計画（以下「個別サービス計画」という。）の作成手順が異なります。（4日以上継続して利用される場合に個別サービス計画が作成されます。また、短期間（3日以内）の利用の場合は「個別サービス計画」を作成せずに利用できます。）

(1) 「ケアプラン」がある場合

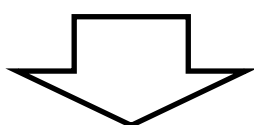
- ① ケアマネージャーが作成したケアプラン。



- ② 施設の担当者が上記ケアプランに基づき個別サービス計画を作成し、利用者及びその家族に対して、同意を得たうえで決定します。



- ③ 個別サービス計画は、ケアプランが変更された場合及び利用者及びその家族等の要請に応じ、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議し同意を得たうえで変更します。



- ④ 個別サービス計画が変更された場合には、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ケアプランがない場合

- ・ ケアマネージャーの紹介等、必要な援助を行います。
- ・ 個別サービス計画を作成し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。(償還払い)



ケアプランの作成



- ・ 作成されたケアプランに沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

(3) 介護保険の申請中の方は、ケアマネージャーにご相談ください。

5. 居室及び設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。ご利用いただける居室は全て個室となります。利用される居室は利用者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。(空床利用の場合は併設の介護老人福祉施設の居室を使用させていただきます)

居室・設備の種類	室数	設備等
個室	20 室	ベッド・カーテン・照明・冷暖房器具（各ユニット 10 室の個室を用意しています。）
共同生活室	2 室	キッチン設備一式・ソファ・テーブル・椅子・テレビ等（各ユニット 1 室）
浴室	3 箇所	個浴・椅子昇降式機械浴・特殊浴槽（シャワーベッド）
トイレ	6 箇所	各ユニット 3 箇所ずつにあります。

※居室の変更：利用者から居室の変更の申し出があった場合は、利用者の心身の状況及び空室状況により、その可否を決定します。
また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。いずれの場合も、利用者及び家族等と協議のうえ、決定するものとします。

※持ち込み物品

衣類・タオル・バスタオル・歯ブラシ・歯磨き粉等、その他必要と思われる物。尚、おむつ類は施設でご用意いたします。

(その他の消耗品等も施設で準備しております。)

以下のものは持ち込むことができません。

- 発火物
- 動物
- 居室に入りきらない量の物品
- 刃物及び銃器またはそれに類するもの

6. 職員の配置状況 (令和8年4月1日現在)

(1) 当施設では、利用者に対し指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 ※職員数は特別養護老人ホーム(80名)の事業も含んだ人数です。

職 種	人 数	主な業務内容	勤務時間
1.管理者(施設長)	常勤1名	施設に勤務する職員の指導監督及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行う。	9時から18時
2.生活相談員	常勤2名以上	入居、退去における面接手続き事務や入居者又はその家族に対する相談援助業務を行う。	9時から18時
3.介護支援専門員	常勤2名以上	入居者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて施設サービス計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう、各職員との連絡調整を行う。	9時から18時
4.介護職員	常勤42名 非常勤10名以上	入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。	7時から16時 9時から18時 11時から20時 13時30分から22時30分 22時30分から翌8時

5.看護職員	常勤 4 名 非常勤 3 名	入居者の保健衛生並びに看護の目的から入居者の健康状態の把握をし、主治医の指示に従い看護業務を行う。	8 時 30 分から 17 時 30 分 9 時から 18 時 9 時から 16 時
6.機能訓練指導員	常勤 1 名	入居者の心身の状況を把握し、日常生活を営むための必要な機能の改善又は、その減退を防止するための訓練及び指導を行う	9 時から 18 時
7.医師	非常勤 2 名	入居者の健康状態を把握し、健康管理、診療、保健衛生指導及び適切な処置を講じ、入居者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	一月 2 回 12 時 40 分～ 16 時 30 分～ 一月 2 回 14 時～16 時
8.管理栄養士	常勤 1 名	入居者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理を行い、入居者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、入居者個々の自立支援に配慮する	9 時から 18 時
9.宿直員	非常勤 2 名	宿泊して夜間の警備を務め、万が一の災害時や緊急時等に対応する。	18 時から翌 9 時
10.託児室職員	非常勤 2 名	勤務する職員の乳幼児を預かり保育を行う。	9 時から 18 時
11.清掃員・ 家事支援	非常勤 3 名	施設内外の清掃を行う。 ユニットで家事を支援する。	9 時から 13 時 9 時から 16 時

7. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスには

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス。
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただくサービスがあります。

(1) 介護保険の給付対象サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割（1 割負担の場合）8 割（2 割負担の場合）7 割（3 割負担の場合）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

- ・ 居室は各個室となっています。

② 食事

- ・ 当施設では管理栄養士の立てる献立表により、管理栄養士並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 食事の時間帯は大よそで設定（朝食 7 時 30 分、昼食 12 時、夕食 17 時 30 分）していますが、利用者の生活ペースに合わせて召し上がっていただけます。

③ 入浴

- ・ 適切な方法により、利用者の意向にそって、できる限り入浴を行っていただけます。
- ・ 寝たきりの方でも特殊浴槽（シャワーベッド）を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦ その他の自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、起床時、就寝時の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう支援します。

⑧ 個別サービス計画

- ・ 4 日以上継続して利用される方に、利用者の意思、能力、置かれている環境等に応じ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するための個別サービス計画を作成いたします。

介護予防短期入所生活介護サービス

滋賀県大津市地域区分：5級地（1単位あたり 10.55）

	一日あたりのサービス利用 単位数	一日あたりのサービス利用料金	一日あたりの自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	529単位	5,580円	558円	1,116円	1,674円
要支援2	656単位	6,920円	692円	1,384円	2,076円

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、事前にご説明し変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

その他介護予防給付サービス加算

名称	算定要件の概略	自己負担
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状のため、緊急に入居することが適当であると判断した場合、7日を限度として算定する。	1割 211円/日 2割 422円/日 3割 633円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症やその家族に対する支援を促進する観点から若年性認知症の方を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえたサービスの提供。	1割 127円/日 2割 254円/日 3割 380円/日
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、自宅と事業所との間の送迎を行う場合。	1割 195円/片道 2割 389円/片道 3割 583円/片道
療養食加算	食事の提供が管理栄養士又は栄養士により管理されており、医師の指示に基づく療養食を提供した場合。	1割 9円/回 2割 17円/回 3割 26円/回
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	キャリアアップに向けた取り組みや介護福祉士の配置等の要件をすべて満たしている場合、職員の賃金改善に充てることを目的として算定する。	月間総単位数の17.6%の単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。	1割 19円/日 2割 38円/日 3割 57円/日
機能訓練体制加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を1名以上配置すること。	1割 13円/日 2割 26円/日 3割 38円/日

生産性向上推進 体制加算（I）	利用者の安全や介護の質の確保、職員の負担軽減の為の委員会を設置し、生産性向上のために ICT 機器を複数導入していること。また、定期的に効果測定 of データ提出を行っていること。	1 割 106 円／月 2 割 211 円／月 3 割 317 円／月
--------------------	--	---

短期入所生活介護サービス

滋賀県大津市地域区分：5 級地（1 単位あたり 10.55）

	一日あたりの サービス利用 単位数	一日あたりの サービス利用料金	一日あたりの 自己負担額		
			(1 割)	(2 割)	(3 割)
要介護 1	704 単位	7,427 円	743 円	1,486 円	2,228 円
要介護 2	772 単位	8,144 円	815 円	1,629 円	2,444 円
要介護 3	847 単位	8,935 円	894 円	1,787 円	2,681 円
要介護 4	918 単位	9,684 円	969 円	1,937 円	2,906 円
要介護 5	987 単位	10,412 円	1,042 円	2,083 円	3,124 円

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、事前にご説明し変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
- ※連続 30 日を超過してご利用した場合、31 日目のご利用負担は介護保険適用とならず、全額実費負担となります。また、31 日目以降は長期利用者提供減算(30 単位／日)が事業者に適用されます。長期利用の適正化を図る観点から 61 日目以降は特別養護老人ホームと同様の単位数を算定することとなり下記の通りとなります。

	一日あたり のサービス 利用単位数	一日あたりの サービス利用 料金	一日あたりの 自己負担額		
			(1 割)	(2 割)	(3 割)
要介護 1	670 単位	7,068 円	707 円	1,414 円	2,121 円
要介護 2	740 単位	7,807 円	781 円	1,562 円	2,343 円
要介護 3	815 単位	8,598 円	860 円	1,720 円	2,580 円
要介護 4	886 単位	9,347 円	935 円	1,870 円	2,805 円
要介護 5	955 単位	10,075 円	1,008 円	2,015 円	3,023 円

その他介護給付サービス加算

名称	算定要件の概略	自己負担 (1割、2割、3割)
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	夜勤職員最低基準数に1以上加えた職員の配置。	1割 19円/日 2割 38円/日 3割 57円/日
認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状のため、緊急に入居することが適当であると判断した場合、7日を限度として算定する。	1割 211円/日 2割 422円/日 3割 633円/日
緊急短期入所 受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うものではなく、緊急的にサービス利用となった場合、原則7日間を上限として算定。但し、やむを得ない事情がある場合は、上限14日間の算定が可能となる。	1割 95円/日 2割 190円/日 3割 285円/日
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症やその家族に対する支援を促進する観点から若年性認知症の方を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえたサービスの提供。	1割 127円/日 2割 254円/日 3割 380円/日
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、自宅と事業所との間の送迎を行う場合。	1割 195円/片道 2割 389円/片道 3割 583円/片道
療養食加算	食事の提供が管理栄養士又は栄養士により管理されており、医師の指示に基づく療養食を提供した場合。	1割 9円/回 2割 17円/回 3割 26円/回
介護職員等処遇改 善加算Ⅰロ	キャリアアップに向けた取り組みや介護福祉士の配置等の要件をすべて満たしている場合、職員の賃金改善に充てることを目的として算定する。	月間総単位数の17.6% の単位数
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。	1割 19円/日 2割 38円/日 3割 57円/日
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	1割 5円/日 2割 9円/日 3割 13円/日
看護体制加算(Ⅱ)	看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。	1割 9円/日 2割 17円/日 3割 26円/日

機能訓練体制加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を1名以上配置すること。	1割 13円/日 2割 26円/日 3割 38円/日
生産性向上推進体制加算（I）	利用者の安全や介護の質の確保、職員の負担軽減の為に委員会を設置し、生産性向上のためにICT機器を複数導入していること。また、定期的に効果測定データの提出を行っていること。	1割 106円/月 2割 211円/月 3割 317円/月

食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事にかかる1日当たりの費用です。

介護保険負担限度額の認定を受けておられる方は、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担になります。※空床利用の場合も同様。

通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1800円 ・朝食400円 ・昼食750円 ・夕食650円	300円 (1日を通じて)	600円 (1日を通じて)	1000円 (1日を通じて)	1360円 (1日を通じて)
ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200円(税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200円(税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200円(税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200円(税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200円(税別)

居住に要する費用

施設及び設備を利用し居住されるにあたっての1日当たりの費用です。介護保険負担限度額の認定を受けておられる方は、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担になります。※空床利用の場合も同様。

通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	第1段階	第2段階	第3段階①、②
2,600円	880円	880円	1,370円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスにつきましては、利用料金の全額が入居者の負担とします。

① 理容・美容

- ・ 地域の理美容室等を利用して理髪サービスを行います。

利用料金：実費

② 受診にかかる費用

- ・ ご家族様の都合等によりやむを得ず施設による受診代行が必要な場合、交通費実費相当としてお支払頂きます。(但し、救急搬送の同行については費用の徴収はいたしません)

○和邇・小野学区内 2,650 円

○堅田学区内 3,200 円

○堅田を超えて 45km 以内 5,000 円

※45km 以上の距離はご相談ください。

- 夜間（午後 6 時～翌朝午前 9 時）の受診に職員が駆け付けた場合、緊急時対応として 5,000 円（帰設となった場合、その際に発生する上記費用も別途徴収させていただきます）

③ 買い物代行及び特別な移送に係る費用

- ・ ご家族様の都合等によりやむを得ず施設職員による買い物代行が必要な場合及びご本人・ご家族の希望による移送の場合に交通費実費相当としてお支払頂きます。

○利用料金 550 円

※10km 以上の距離はご相談ください。

④ 電気使用料

お部屋へ持ち込みの電化製品の品数に応じてお支払い頂きます。

1 品につき 30 円／日

- ※但し、冷蔵庫・電気毛布・電気あんか・テレビ等待機電力を要する物は

1 品につき 50 円／日※物価により変動

※褥瘡治療に要するエアマット、在宅酸素機器等、当施設で設置が必要と認めたものについては徴収いたしません。

⑤ レンタルテレビ使用料

- ・ ご本人及びご家族の希望により当施設のテレビをレンタルした場合にお支払いいただきます。

一日あたり 200 円／日

⑥ 複写物の交付

- ・ 利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：白黒 20 円／枚 カラー100 円／枚

⑦ 短期入所生活上必要となる諸費用実費

- ・ 短期入所生活上、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を指します。(個人の嗜好品や衣類、利用者の希望によって準備される教養娯楽や身の回りの品として生活に必要なもの等) また、継続的な処置にかかる材料費も実費となります。
尚、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑧ 通常の送迎実施範囲及び通常の送迎範囲を超える場合の送迎の取扱い

- ・ 通常の送迎範囲は大津市全域、高島市全域となります。
- ・ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所サービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、事業所実施地域を越えた地点より 10km 毎に 500 円をお支払いいただきます。

⑨ 各種証明書の発行について

- ・ 各種証明書の発行につきましては、発行手数料として一部 300 円の費用いただきます。

⑩ コロナウイルス抗原検査

- ・ 集団生活の観点から施設にて抗原検査が必要と判断した場合、症状の有無に関わらず実施させていただきます。

利用料金：実費

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) 及び (2) の利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、ご請求いたしますので、下記の方法でお支払ください。

利用料金お支払方法

契約時にお申込みいただいた金融機関口座からの自動引落となります。前月分の利用料金を、その翌月 15 日前後にご請求し (請求書発送)、その月の 23 日 (土・日曜日、祝日の場合は翌営業日) に引落いたします。請求手数料として、82 円/回を徴収させていただきます。

(4) 利用の中止及び中断のキャンセルについて

利用を中止される場合は、利用開始前日までにご連絡ください。

(5) 利用料金の取扱について

緊急の事由等で要支援及び要介護認定を受けていない方が利用される場合は、サービス利用料金を一旦全額お支払いいただきます。要支援及び要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。

償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

8. 協力医療機関

特別養護老人ホーム松の浦湯治の郷との協力医療機関は下記の通りとなります。

医療機関の名称	住所	診療科目
大津赤十字志賀病院	大津市和邇中 298	総合病院
中井医院	大津市和邇今宿 572-4	内科
ふくた診療所	大津市八屋戸 971-5	内科・消化器科

9. 施設をご利用いただけない場合

(1) 以下のような事由が発生した場合は利用を終了していただくこととなります。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護等認定により、利用者の心身の状況が非該当と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から中途解約・契約解除の申し入れがあった場合
- ⑦ 事業者から契約解除の申し出を行った場合
- ⑧ 利用者が介護保険施設へ入所した場合

(2) 利用者から申し出があった場合

- ① 介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく契約書に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出による場合

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② 利用者による、サービスの利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ、または利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

10. 身元引受人

サービス利用にあたり、身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は次のとおりです。但し、身元引受人が定められない場合であっても、利用契約を締結することは可能です。

- ① 利用者の事業者に対する経済的責務
- ② 利用者の通院・入院に関する手続き・費用負担
- ③ 利用終了後の契約者の受け入れ先の確保
- ④ 利用者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引き取り等
- ⑤ サービスに係る説明面談の参加、その他利用者に関して必要と思われる事項

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者：生活相談員 岩元 優太
- 苦情解決責任者：管理者 西地 真美子
- 受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時
- 電話番号：077-592-2641

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話：077-510-6605 FAX：077-510-6606
大津市役所 介護保険課	所在地：滋賀県大津市御陵町3-1 電話：077-528-2753 FAX：077-526-8382
高島市役所 長寿介護課	所在地：滋賀県高島市新旭町北畑565番地 電話：0740-25-8029 FAX：0740-25-8054

12. 緊急時の対応について

当施設は利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族又は主治の医師へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

当施設は利用者に事故が発生した場合は、事故発生マニュアルに沿って、必要な措置を講じます。

14. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対するサービスを提供するにあたり、次の事項を遵守します。

- ① 利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ② 利用者の体調・健康状態をみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、利用者から聴取・確認のうえサービスを提供します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、利用者に対して定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合には、利用者及び身元引受人等へ説明し、その同意を得たうえ、必要最小限の範囲で行うように努めます。
- ⑤ 身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- ⑥ 利用者が受けている要介護・要支援認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護・要支援認定更新申請の援助を行います。
- ⑦ 利用者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後2年間保管します。その記録については、利用者若しくはその身元引受人の請求に応じ閲覧していただき、その複写物を交付します。
- ⑧ サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

15. 施設利用の留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごすことができるよう、以下の事項をお守りください。

(1) 面会について

13:30～16:00の30分を目安に予約制での面会を受付しております。ただし施設内での感染症発生の状況によっては面会を中止させて頂く場合もあります。

- ・ 飲食物のお持込の際は、必ず各ユニット担当者へお声掛けください
- ・ 生ものをお持込の際は、衛生管理に十分ご注意ください
- ・ 職員に対する金品・茶菓などのご配慮はご遠慮いたします。

(2) 喫煙

決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください

(3) 飲酒

- ・ 酒類のお持込の場合は、各ユニット担当者へお預けいただきます
- ・ 飲酒の際は必ず各ユニット担当者へお声掛けください
- ・ 飲酒は他人に迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみください

(4) 施設・設備使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設・敷地はその本来の用途に従って利用してください
- ・ 故意または過失により施設・設備を滅失・破損・汚損若しくは変更した場合は、利用者の自己負担により原状復帰していただくか、相当の代価をお支払いただくこととなります。
- ・ 他の利用者および従業員の迷惑となるような、宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

16. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害賠償をいたします。

ただし、その損害の発生について、以下の場合には事業者の損害賠償責任を免ずることができます。

- ・ 利用者が心身や病状等について故意に告げず、または不実の告知を行った結果、損害が生じた場合
- ・ 利用者がサービス実施に必要な事項について故意に告げず、または不実の告知を行った結果、損害が生じた場合
- ・ 利用者の急な体調変化など、サービスの実施を原因としない事由により損害が生じた場合
- ・ 利用者がサービス従業員の指示に反して行うことで生じた場合

17. 大津市独自条例について

大津市の基準条例に従い、下記の事項を遵守します。

- (1) 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設の従業員に対し、研修の機会を確保いたします。
- (2) 非常災害時等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するように努めます。
- (3) 施設を運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。又、施設はその運営について、暴力団員の支配を受けません。

18. 非常災害対策について

非常災害対策として避難に関する計画を作成し、自衛消防組織を編成し毎年2回消火・通報・避難・救出その他必要な防災、防火に関する訓練を行います。

19. 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	<input type="checkbox"/> 2 なし		

令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 氏名 _____ ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受けました。

利用者氏名 _____ ㊟

住 所 _____

私は利用者が事業者からの説明を受けたことを確認し、利用者に代わって署名
します。

署名代行者 _____ ㊟

(利用者との続柄： _____)

住 所 _____